

消防予第 144 号
平成 7 年 6 月 27 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

火災原因等調査書類の開示に際しての取扱いについて（通知）

火災原因等の調査に関する業務は、消防法第 7 章の規定に基づき火災予防を主とする消防行政上の必要を満たすために行われるものである。

本年 7 月 1 日をもって、製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）が施行されることとされているが、火災発生の原因が製造物であると考えられる場合には、同法に基づく製造業者等に対する損害賠償の請求に関し、所有者等から消防機関が火災原因調査等に際して入手した情報の開示を求められることが増加することが予想される。

そこで、消防機関の保有する情報の開示に対する要請に対応するとともに、各消防機関を通じてできるだけ統一的な対応ができるよう、火災原因調査書類の開示について、別添のとおり指針を作成したので通知する。

なお、貴管下市町村に対し、この旨示達され、その実施に遺憾のないよう、よろしく御指導願いたい。

別 添

火災原因等調査書類の開示に際しての取扱指針

1 趣旨

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 31 条及び第 33 条の規定に基づき、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長が行う火災の原因及び損害の調査に関して作成された書類（以下「火災原因等調査書類」という。）について、その開示が請求された場合の取扱いに関して必要な指針を定めるものである。

2 取扱いの指針

- (1) 火災原因等調査書類の開示請求に対する取扱いについては、本指針を基本に行うこと。
- (2) 開示に際しては、請求者及び請求目的に応じ、記載内容について検討の上、部分開示も含めて開示の可否を判断すること。
 - ア 出火日時、出火場所、火災種別、火災原因（発火源、経過、着火物等を含む。）等当該火災に係る事実については、原則として開示できることとするが、開示、非開示の判断に当たっては、被災者等のプライバシー及び企業秘密等の保護に十分配慮するとともに、爾後における円滑な消防行政の運営に支障をきたさないよう配慮すること。
 - イ 上記以外の開示請求に対しては、各団体の情報公開条例及び個人情報保護条例等並びに本指針の趣旨を踏まえつつ、開示の可否を判断するものとする。とりわけ、書類に添付される写真及び図面等について、個人のプライバシー及び企業秘密等を侵害するおそれがある場合には、その部分の開示を行わない等慎重に対応すること。
- (3) 放火又は失火による火災の疑いがあり、警察機関による犯罪調査に影響を与えるおそれがある場合には、消防法第 35 条及び第 35 条の 2 の規定の趣旨にかんがみ、情報の開示の時期、開示の内容等について配慮するなど特に慎重を期する必要があること。

3 その他留意事項

火災原因等調査の際には、以下の事項に留意の上、厳正な姿勢で臨むこと。

- (1) 火災原因等調査の際には、必要に応じ、関係者の立会いを求めるとともに、調査の開始と終了を明確にすること。
- (2) 関係者に対して、努めて調査内容等についての説明を行うこと。
- (3) 火災現場にある物件等を鑑定等のため持ち帰る際には、関係者の了解を得るとともに、後日返却を要するか否かの確認を行うこと。また、その際には、消防長又は消防署長が当該物件等を保管していることを証する文書を関係者に交付する等の措置を講じること。